

アメリカ的原理と対外政策 (2)

橋本 富郎

共通講座教室・人間社会科学講座

(1998年9月4日受理)

American Principles in Foreign Policy (2)

Tomiro HASHIMOTO

The Department of Humanities and Social Sciences

(Received September 4, 1998)

On 25th May 1998, a small piece of history was made. The president of the United States, Bill Clinton, thanks to a newly installed digital- phone link, was able for the first time to place a direct call to Jiang Zemin, the president of The People's Republic of China. This was one of the foundations for Clinton's visit to China. Shortly before his departure, he contributed a brief report to *Newsweek*, explaining ①that he was going for one reason: to advance America's interests, ②that her future would not be secure if Asia's was in doubt, and ③that working with China would serve her interests in a stable Asia and world. National interests commonly mean both security and economic interests, which are the two fundamental guide-lines of foreign policy of any state and nation. "Working with China serves our interests in", which is a pragmatic way of thinking, is a refrain of Clinton's statement.

But Clinton does not stop there and goes on to say that American engagement with China is also the best way to advance her ideals, because it will bring freedom to China. America will continue to urge China's leaders to move to the right side of history when it comes to human rights and freedom of religion. This is the third principle driving American attitudes toward foreign relations.

His conclusion, therefore, is a pragmatic and principled course: expanding military and economic areas of cooperation with China while dealing directly with the differences between the two nations, especially over human rights. Henry Kissinger makes almost the same suggestions as Clinton's, in spite of the fact that the former was an ex-Secretary of State of a Republican Party government and the latter is a president from the Democratic Party.

Their concordance is a good illustration of the characteristics of American foreign policy, which is a mixture of <security>, <economic interests> and <freedom and human rights>. Another illustration is found in the agreements at the Sino-American summit talks on June 27 in Beijing. (to be continued)

1. クリントン大統領の対中外交 — 1998年夏

(1) 国益追求 — “戦略的パートナー”

1989年6月、中国の北京の天安門広場は、政治的自由や民主化を声高に叫ぶ学生や労働者や一般市民で埋まっていた。4日未明、人民解放軍の鎮圧部隊は広場に戦車を乗り入れて、群衆を追い出した。と、ひとりの青年が、武力による民主化運動弾圧に抗議して、数台の戦車の前に敢然と立ちはだかった。その写真は広く世界に報道されて、中国の政治の現実をいやおうなく見せつけることになり、その印象は多くの人びとの記憶に焼きつけられずにはすまなかった。

それからちょうど9年の歳月が流れて、時は1998年6月27日、場所は同じ天安門広場。そこに、広場を人民大会堂前から見渡すアメリカ大統領クリントンの姿がある。アメリカ大統領の中国訪問は9年ぶりである。合衆国の国旗がはためく。米中両国の国歌が演奏され、21発の礼砲が鳴り響くなか、クリントンと江沢民国家主席とが並んで立つ。

歳月、人を待たず、人また歳月に変化する。今回のテレビが写しだす天安門広場の光景は、国家関係もまた、歳月および情勢の推移を変数とする関数であることを物語っているように思われた。

とはいえ、アメリカ国内では、クリントンの訪中に反対する主張が、議会やマスコミや世論のいずれのレベルにおいても聞こえていた。たとえば元国務長官ヘンリー・キッシンジャーは、アメリカ二大政党の主張を次のように簡潔に要約していた¹⁾：

「共和党[とくに右派]と民主党[とくに左派]は[大統領の訪中に]反対するか、もしくは関係改善ではなく対決姿勢で臨むべきだという条件をつけている。共和党は中国を脅威とみなし、民主党はアメリカ的価値観を広めるための実験場とみなしている。……

「共和党には、自分たちこそアメリカの安全保障を担ってきた党という自負がある。民主党には、人権擁護の党としての誇りがある。

「共和党は、中国をかつてのソ連とみなし、外交的対決姿勢、経済的孤立化、イデオロギー論争といった、ソ連を崩壊に追い込んだのと同じ手法で中国に当たろうとする。

一方、民主党は、アジアにおけるアメリカの国益を犠牲にし、中国の複雑な歴史を無視しても、アメリカ的な制度や価値観を中国に移植することをめざすべきだという」。

キッシンジャーの目には、両党ともにノスタルジアに浸っていると映る。すなわち、両党は過去の経験というプリズムを通して現在の中国を見ている。世界の勢力図が米中二大国の様相を呈しはじめている現今の国際情勢下にあつては、中国を敵にまわして得るものはない。大国同士の共通利益を追求すること、いいかえれば、中国が国際社会の責任ある一員として登場することにこそ、アメリカの国益がある、というのである。

キッシンジャーは老練な外交専門家であるがゆえに、次のように述べて外交の存在理由を明確にしている。いわく、「アメリカが働きかけても中国の政策は変わらないとか、米中是对立する運命にあるといった前提に立つことは、外交の放棄である。……国益の対立やギャップは、真剣な外交的対話の対象とすべきものだ」と。その認識に即して、キッシンジャーはまず、アメリカの国益追求の要点として、アジア地域での安全保障の確立と、アジア経済危機の鎮静化および回避という、ふたつの原則を示唆する。これらはアメリカばかりでなく、いずれの国家や民族にとっても、安全保障と経済的利益という伝統的あるいは常識的な外交指針であり、その意味ではアメリカもまたそうした指針の枠内で行動するのは当然の話だといわなければならない。

しかし、キッシンジャーはふたつの原則に続けて第三の原則を付け加えることを忘れない。つまり、人権の観念および制度の確立がそれである。彼は述べる、「中国は、アメリカが人権を攻撃の道具に使っているのではなく、それがアメリカの存立にとって根本的な価値と必要の反映であることを認識しなければならない。このことをわきまえない米政権は、国民の支持を得ることができないのである。この問題に関する大統領の発言は、アメリカ国民の総意を代表している」と。

キッシンジャーは、リアリスティックな国際政治論者として著名であるだけでなく、かつての共和党政権の対外政策立案者である。それゆえに彼らしく、いったんは民主党左派の主張(=人権擁護の政党を自認する)をノスタルジックとして退けている。にもかかわらず、そのキッシンジャーにしてからが、国益と国益が火花を散らす外交のテーブルに、国益追求と併せて“人権”の擁護を持ちだすべきだと提言しているのみならず、人権を目して“アメリカの存立にとって根本的な価値と必要の反映”とまで断言しているのである。さながら、人権という言葉は、個人間および政党間の政治的立場を越えて、アメリカ国民全体の心に訴えかける呪文のように、である。

ここには、はるか遠い昔、1800年に行われたトマス・ジェファソンの第一次大統領就任演説を彷彿させるものがある。「……われわれの間には見解の相違があつても、別に驚くことではないのです。しかし、見解の相違があつても、政治原則についての相違はないのです。われわれは、同じ政治原理を信ずる兄弟たちでありながら、異なった名前でお互いを呼んできたのであります。われわれはすべて、共和主義者[リパブリカンズ]であり、われわれはすべて、連邦主義者[フェデラリスツ]であります」²⁾ ジェファソンはアメリカ国民に向かって、アメリカの同胞たちの共通信仰簡条とでもいうべき絆、したがってそれを喪失してしまえば、もはやアメリカ人ではなくなるような統合の絆を語りかけている。キッシンジャーもまた人権をもって、国際政治において撤回できぬアメリカ的指導原理だと認識しているのである。ここにこそ、他国家および他国民にはほとんど見られないところの、アメリカ外交の独自性が端的

な形で姿を見せているといわなければならない。

筆者はさきほど、「歳月、人を待たず、人また歳月に変化する。今回のテレビが写しだす天安門広場の光景は、国家関係もまた、歳月および情勢の推移を変数とする関数であることを物語っているように思われた」と書いた。とはいえ、人心や国家理念のなかには、幾星霜を経ようと変化しない領域もまた存在することを認めねばならない。人権と自由の精神は、イギリス領北アメリカ植民地における自治の慣行に発し、建国運動の統合軸となり、さらに独立後の合衆国憲法にうたわれて以来、擁護すべきアメリカ的価値として揺るいでいない。それは変化してはならないものとして、いつの時代にあっても一貫した理念であり続けたといえよう。

ホワイトハウスの国家安全保障問題顧問サンディ・バーガーは、クリントン大統領の訪中を前に、中国政府が数人の反体制活動家を拘禁したことを批判して、「人間はゴミではない。お客が来るからといって、片づけるようなものではない」と述べたという。じっさい、中国当局による民主活動家への締めつけは、大統領の訪中の前後も変わることなく続けられた。たとえば中国政府は、クリントンがまだワシントンを出発する前に、自由アジア放送の記者ら3人の入国査証を取り消した。自由アジア放送は、中国から報道規制を受けないニュースを流すため、アメリカ議会の予算で運営されている象徴的なラジオ局である。さらに中国政府は、入国を許可したジャーナリスト250人に対しても、民主活動家との接触を禁じて反発を買った。³⁾

さらに、そうした中国の対応を見聞するアメリカ国民一般にとっては、中国のイメージとしてはどうしても「人権問題」が浮かんでならない、というのが現実のように思われる。たとえば筆者には、アメリカを代表する週刊誌のひとつ、『ニューズウィーク』の日本版が、次頁に再録するような挿絵(図1~4)を4週連続で掲載したことが、たいへん印象的であった。

図1はアリゾナ州の、図2はカナダのブリティッシュコロンビア州の、図3はオクラホマ州の、図4はアーカンソー州の、それぞれ新聞であるが、いずれも全国紙ではなく、限られた地域の地方紙である。しかも、第一面を飾る社説や論説ではなく、紙面の片隅に挿入された挿絵でしかない。それだけにかえて、全米のあちこちで各地方紙がそれぞれの仕方で、市井の人びとの間に共有されている中国イメージをそと、しかし広範に、代弁しているといえるだろう。アメリカ国民一般は、中国が少しづつではあるが開放されつつあるとは認めるものの、自分たちの生活様式と中国のそれとの違いを忘れようとはしていないということを、これら4枚の挿絵は物語っているように思われる。

大国の政治指導者たるクリントンは、そうした傾きをもつ世論や、世論を代弁するマスコミやに向かって、大国の利益のなんたるかを説き、さらにはその確保と増進のためには中国を“戦略的パートナー”として遇する必要性を認識させねばならなかった。その方向へと世論をリードすべく、中国へ出発する前にクリントンはみずから週刊誌に特別寄稿して、訪中という政治的決断の理由を次のように説明している。表題はまことに端的に『訪中はアメリカの国益のため』となっている⁴⁾：

「……米中の国益は本質的に相いれないものであり、中国が強大化する前に封じ込めておくべきだという声もある。しかし中国を孤立させれば、彼らは内にこもり、わが国の国益と価値観に反する行動を取るだけだ」

つづいてクリントンは軍事、政治、経済、犯罪、環境問題その他、多方面にわたって米中の利益の合致の可能性を強調し、最後に、

「……中国やアジア、ひいては世界におけるわが国の国益を追求するには、中国との協力こそ得策なのだ」と結んでいる。

そもそも今回の米中会談に臨む両国の思惑は、おおよそ次のように要約することができるだろう。まず中国は、いまから200年前の18世紀の後半、製造業産出比(現在の国内総生産に相当する。)で全世界の3分の1を占めていた、押しも押されもせぬ超大国であり、米英はその足元にもおよばなかった。しかし19世紀および20世紀前半は中国にとって、西欧列強による蚕食および侵略と、国内の革命および動乱との歴史であった。ようやく20世紀後半の現在、衰退から回復、そして発展の途上にある。現在の中国指導部は、200年前に立ち戻り、ふたたび世界の中心に帰るという悲願を抱いている。すなわち、〈一超(米国)四強(中国、日本、ロシア、欧州)〉体制から抜けでて、21世紀の〈二超(米国、中国)三強(日本、ロシア、欧州)〉体制を達成するまでは、できるかぎり主要国との軋轢を避けることによって目標達成のための状況づくりをすること——これがいまの中国の国家目標であるとみてよいだろう。

他方アメリカの基本姿勢は、やがて大国となるはずの中国を孤立させずに国際社会に取り込む(エンゲージメント)

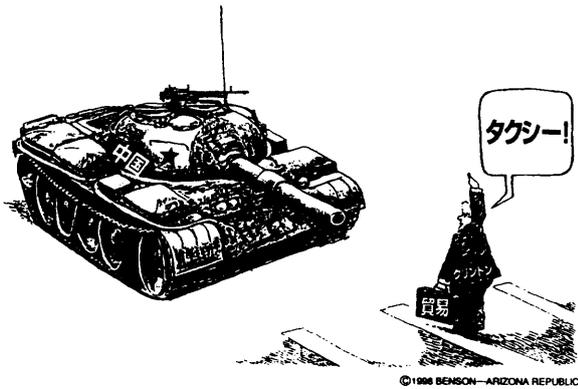


図1. 『ニューズウィーク』日本版1998年7月1日号.



図2. 1998年7月8日号.

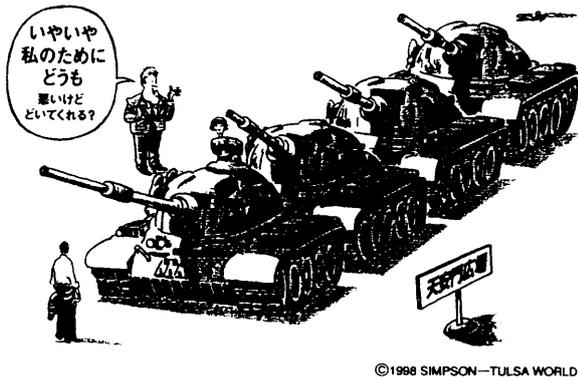


図3. 1998年7月15日号.

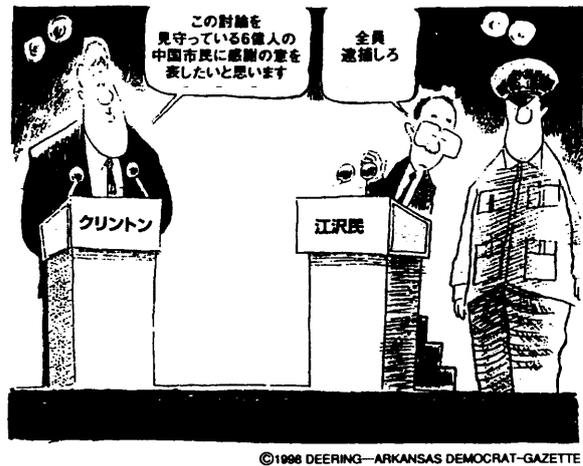


図4. 1998年7月22日号.

必要を感じるがゆえに、いたずらに中国を敵視することなく、安全保障および経済的利益にかんする協議と協力の相手方として遇する、というものであろう。

この米中双方の立場と関係を表現するのが、いわゆる“戦略的パートナー”という言葉である。つまり、“戦略的”とは、人権と自由にかんする見方の相違や、基本的な政治体制の相違やをたがいに認めあいながらも、それらの相違を傍らにおいて、国際政治におけるそれぞれの利益増進と勢力増強に資する範囲内で対話し、協力しようという意味にほかならない。

(2)自由と人権の政治体制 — アメリカの過去・現在・未来

しかし、ここでもまた印象的なのは、現実的な利益の追求と並んで、クリントンがアメリカの国是ともいべき自由および人権に言及していることである：

「要するに、中国が、政治的多元主義と自由市場を認め、法の支配による国として、わが国とともに安定した国際秩序を築きあげることは、アメリカにとって重大関心事なのである。

「中国との積極的関与は、アメリカの理想を推し進めるうえで最善の策である。中国を世界に組み入れれば、それだけ世界は中国に自由をもたらすはずだ。だが、中国の指導者は、国民がその可能性をすべて発揮してはじめて、国としての可能性が完全に開花するということを理解すべきである。国の真の財産は国民の創造力や革新能力である。その能力を開発するには、言論、出版、信仰、そして集会の自由が不可欠だ。

「わが国は、中国が人権や信仰の自由に関して歴史の流れに逆行しないよう要請しつづける」

一読して分かるように、このクリントン（＝現在の民主党政権の担当者）の見解は、上掲のキッシンジャー（＝過去の共和党政権の重鎮）の示唆と完全に軌を一にしている。すなわち、両者ともに、《国益＋人権》をもって、国際政治におけるアメリカの指導原理と位置づけている点においてである。それがもっとも明瞭に現れたのが、1998年6

月27日、北京において行われたところの、クリントン大統領と江沢民国家主席による米中首脳会談での合意である。その内容はおおよそ次のように整理できる：

まず安全保障については、①両国は戦略核ミサイルの照準を相互に外す。②化学兵器が使用されないようにするため、軍民両用化学物質、関連生産設備、生産技術輸出について管理態勢を強化する。③生物兵器禁止条約の強化と議定書の早期締結を呼びかける。④対人地雷の輸出、無差別な使用を禁止し、地雷撤去を推進する努力を確認。⑤米国から中国に輸出された高度技術にかんする最終用途視察の実施。

政治および軍事については、①核拡散防止体制の強化を約する共同声明。②朝鮮半島、中東、南アジアの平和と安定の促進に向けた協力。③軍事演習へのオブザーバーの相互派遣。

人権については、①人権と基本的な自由の促進と保護を再確認。両国間の人権についての見解の相違を認めつつ、「率直な対話」が重要との認識で合意。②「市民的、政治的権利についての国際人権B規約」への中国の署名決定を米国は歓迎する。③互いに宗教の役割に関する理解を深めるため、両政府関係者、宗教関係者の交流を奨励する。④人権と基本的な自由の保護と促進のため、米務省と中国外務省の高官による人権対話を1998年後半に再開する。

経済については、①東アジアの経済成長と安定を進め、経済・技術協力を強化し、商業的な絆を強める。②両国はアジアの金融市場状況の協議を継続。米国は、人民元の交換比率維持のための中国の努力を歓迎。③米中共同経済委員会の次回会合は1999年に北京で開催。④中国の世界貿易機関（WTO）加盟問題の継続協議。

環境および科学・技術については、①クリーンエネルギーの維持と原子力技術の平和利用での協力合意。②地球温暖化防止のための気候変動枠組み条約に関する専門家対話の開始。③保健科学と天然資源の管理についての協力を拡大⁵⁾。

このリストを一瞥してすぐに分かることは、人権の項目とそれ以外の項目とのあいだには著しい性質の相違が存在するという点である。安全保障、政治、軍事、経済、環境および科学・技術にかんする諸項目は、外交交渉のテーブルの上で、おのおの限定された分野において取引の対象とされ、妥協や合意の範囲が伸縮するのに応じて細目にわたって調整されるものである。それにひきかえ人権の項目だけが異色である。それはたんなる政治的・経済的・軍事的調整の対象ではなく、一国民の生活様式全体を根本的に表現するものという性質をもっているからである⁶⁾。もしも今回、中国の交渉相手がアメリカでなかったならば、そうした性質の事柄が外交交渉の対象となったり、合意事項のなかに盛り込まれたりするようなことはなかったであろう。その間の事情を理解するためには、現在の日中関係のなかで語られる言葉と、今回の米中関係のなかで語られた言葉とを対比してみると一層よく分かる。

クリントンが帰国したほぼ10日後の8月12日、日中平和友好条約は締結20周年の節目を迎えた。条約が締結された1978年は、中国が改革・開放政策をスタートさせた年でもあった。以来、今日にいたるまで、日本の対中政策は一貫している。その改革・開放政策を支援することが、つまり、中国の安定と経済成長を図ることが日本の国益である、という考え方がそれである。天安門事件にもかかわらず、それ以後も北京で、「日本が西側で唯一の友好国」と言われた時期もあったほどである。

国際政治学者サミュエル・ハンチントンは冷めた目で、アメリカ側から日本の対中国姿勢を見て、こう評している。「台湾、日本、香港の企業は中国に投資しており、中国がアメリカとの最恵国待遇の特権を失っては非常に困るのだ。日本政府は概して、アメリカの人権政策と一線を画してきた。〈人権という抽象的な概念が中国との関係に影響を与えるようなことはない〉と天安門事件後まもなく、当時の宮沢喜一首相は話している」⁷⁾

現に、1998年8月13日づけの読売新聞朝刊は、日中平和友好条約締結20周年式典を報道しているが、その見出しは《アジア安定の柱、日中友好の20年》と並んで、《「経済」「安保」：江[沢民]主席来日に意義》となっている（筆者注——この来日は8月末、折からの揚子江および松花江の大洪水のために中止となった）。米中関係を伝える報道のなかでは、ほとんど毎日のように《人権》や《自由》という大きな活字が踊っていたのにひきかえ、日中関係の報道のなかには人権や自由のジの字も登場してこない。これは、日中関係の基軸が安全保障と経済的利益のみにあることを、問わず語りに物語っているといえよう⁸⁾。いいかえれば、すでに筆者がアメリカ対外政策の第三の指導原則と呼んだものが、アメリカ以外の国の対外政策にはほとんど顧みられないことがないということの傍証となるのではないか。

ちなみに、ハンチントンはその独特の文明論のなかで、日本の文明の形態が日本の対外政策におよぼす影響について次のように指摘している。世界の主要な各文明にはそれぞれ複数の国が含まれるが、日本のみは一国で一文明を形成している点で特異な存在である。その意味で日本は孤立国であり、世界のどの他国とも文化的に密接なつながりを

もっていない。現在、アメリカとイギリス、フランスとドイツ、ロシアとギリシア、中国とシンガポールのあいだには、緊密な文化的パートナーシップが結ばれている。しかし、「日本と他国との関係は文化的な紐帯ではなく、安全保障および経済的利害〔のみによって——筆者挿入〕によって形成されることになる。しかし、それと同時に、日本は自国の利益のみを顧慮して行動することもでき、他国と同じ文化を共有することから生ずる義務に縛られることはない。その意味で、日本は他の国々がもちえない行動の自由をほしいままにできる」⁹⁾

クリントンの訪中は、まず悠久の古都・西安に第一歩を印したのち、順に政治首都・北京、国際都市・上海、西側世界からの返還都市・香港と、精力的に中国をめぐる。その間の彼の言動をいま少し跡づけてみよう¹⁰⁾。

(1)6月27日の米中合意発表後の共同記者会見においては、天安門事件をめぐる双方の意見の相違があらためて明らかになった。

クリントン：「天安門事件について、(中国当局の)武力行使と人命の損失は間違っていた。言論や信仰の自由は基本的人権であり、政府によって保障されるべきだ」

江沢民：「中国政府がもし、あの時に断固とした措置を取っていなかったら、今日の安定はなかっただろう」

(2)6月28日、北京市内の崇文門教会(プロテスタント)の日曜礼拝に出席し、「われわれの信仰は世界中の異なる民族、異なる信条をもつ人びととの連帯を呼びかけている」と話して、信教の自由を強調した。

(3)6月29日、北京大学での演説。

「新しい中国と新しい関係をむすびたい」との意向と、「より完全なパートナーシップを発展させたい」との意欲を示した。しかし、そのためには「オープンな直接対話」をつうじて、中国が変わる必要があると指摘し、前掲(1)の合意および(2)の共同記者会見を「対話」の例としてあげた。大統領は「本当の自由とは、経済的な自由を与えられるだけで終わってはならない。米国は、自由を分割することはできないと信じている」と明言した。

(4)6月30日、クリントンは上海ラジオ放送局の聴衆参加番組〈市民と社会〉に生出演し、中国民衆へ直接語りかけるとともに、彼らからの電話による質問に答えた。これは、言論の自由を民主化の指標のひとつと捉えるクリントンの政治的なメッセージであり、デモンストレーションとしての意味をもっている。

(5)訪問の最終日にあたる7月3日、香港において、クリントンは9日間にわたった訪中を締めくくる演説をおこなった。そのなかで大統領は重ねて、米中関係を“前向きなパートナーシップ”たらしめるために、アジアにおける安全保障の確立および経済建設の優先という2点に加えて、自由と民主主義の拡大が重要となる、との見解を披露し、「政治参加の拡大や異議申し立ては、長い目で見れば社会の安定につながる」と明言するとともに、アジア経済危機への対応においても開放的な体制ほど対応が早かったと指摘し、「米国は自由を求める人びとを支持しつづける」と結んでいる。

2. アメリカ的価値の伝道

(1)福音の伝道者

このようにクリントンは飽くことなく、行く先々で《自由と人権》または《人権と民主化》を説いたように見える。それはまるで、あちこちに福音を説いて回る伝道者の姿を彷彿させる、と考えるのは速断であろうか。

アメリカ人がみずからの信仰箇条を普及せんとする意志の強靱さと、それを行動に移すときの果敢さとの結合例として、作家・司馬遼太郎はジェームズ・カーティス・ヘップバーン(日本での通称はヘボン。ヘボン式ローマ字で知られる。)をあげている。ヘップバーンはペンシルヴァニア大学医学部を卒業後、いったん伝道を志して中国(清朝)へ渡ったが、妻の病気のために帰国してニューヨークで開業し、やがてニューヨーク第一の病院の院長、そして百万長者となった。

「そのヘボンが、それらの盛行中の病院と財産をすべて整理し、「日本へ渡ることが、私たち夫婦にとって最大の善である」として、開港早々の横浜にやって来、貧寒たる古寺〔成仏寺〕を借りて貧民施療をはじめたのは、どういうことであろう。

「元来、キリスト教は仏教とはちがいで、単純勁烈な善への志向とその行動力をもっているが、この当時のアメリカ人の理想主義にはとくにそのにおいが濃い。ヘボンとその妻クララがその日常の豊かさから大飛躍して、伝道医になり、開国当時の極東の未開国(と彼らは思っていた)へ行こうとしたのは、仏教徒にとってやや理解しがたい、善というものへの強すぎる欲求というほかない」¹¹⁾

ヘップバーンが日本に来たのは、安政六年の秋だった。すでに神奈川条約は締結されていたものの、そこにはキリスト教伝道の可否は触れられていないから、徳川期日本の国是たるキリシタン禁制は続いている。そうした情勢を考慮するなら、相手国の国禁をあえて冒してまでみずからの信念を貫こうとするヘップバーンの行為は、尋常一様なものではなかったといわねばならない。

司馬遼太郎は、キリスト教精神とそれに立脚する理想主義とに善伝道エネルギーの発生源を見たが、評論家の吉田健一は、英国の“ヴィクトリア風”にかんする興味ぶかい指摘のなかで、政治的および経済的視点から道徳的観念を解釈している。ヴィクトリア女王の治世は1837から1901年であり、その時期には、一方で英国は世界帝国の建設をめざしていたし、他方で新興国アメリカは、19世紀をつうじて国内開発に力を注ぎ、世紀末には世界に向けての進出に意を用いるようになっていた。吉田は、新興階級たる中産階級の自負を分析のキーワードにして、次のように述べる：

「善悪の観念、或いは当時の用語に従えば、道徳的な観念が非常に大事なものに考えられていたところに、この時代の少なくとも一つの特色があって、ディッケンズはその小説で、アメリカ人が道徳的な観念ということ振り回すのを散々からかっているが、ヴィクトリア時代のアメリカは英国の店に過ぎなかった。アメリカのエマソンが英国のカアライルに心酔して、英国まで行き、ポオが腹を立てるくらいカアライルに対して何かにつけて賛辞を惜しまなかった時代だった。それだからもちろん、エマソンもこの道徳上の観念に取り憑かれていたのである¹²⁾。

「貴族に加わって英国の政治にその限りでは新しい生命を吹き込んだ中流階級が新興階級だったのならば、英国自体もこの時代に改めて新興国の立場に置かれ、またその役割を果たしたのであって、そこには新興国に付きものの粗野も、その粗野の主な原因の一つをなしている素朴な道徳観も揃っているのが見られる。粗野なのは、細かなことにかまっている余裕がないからで、素朴な道徳観が前面に押し出されるのは、一切を整備する必要がある時、その基準を正義感の一言で片付けられる素朴な道徳観に求めるほかないからである。なにも英国に限ったことではないのであり、…… [同じ過程を] すべての新興国は辿ることになる」¹³⁾

なんらかの事柄をいったん“善”と信じたならば、かなり荒っぽいやり方で即時にその実現行動に移り、しかも、その行動がもたらす影響や結果に注意を払うことが少ないという習性は、アメリカ国民性の顕著な特徴であるといえてよい。20世紀に入ってもっともよく知られた実例は、第二次大戦前の合衆国憲法第18条の禁酒法制定と、戦後のいわゆる“赤狩り”旋風であろう¹⁴⁾。そればかりか、昨今のアメリカ社会にも同じ傾向を見てとることができる。たとえば、1996年にクリントン大統領が提案した“若年者対象のたばこ規制”や、1998年にジュリアーニ・ニューヨーク州知事が持ち出した“ニューヨーク市浄化作戦”がそれである。

ここ2年間というもの、アメリカでは“たばこ規制”の強化をめぐる論議がかまびすしい。クリントンは、「喫煙による死亡者数は、エイズ死と交通事故死の合計数よりも多い。喫煙はアメリカ国民が直面する最大の健康問題だ」との認識から、18歳未満の未成年者の喫煙を防止すべく、ニコチンを麻薬と同じ「中毒性のある毒物」に認定したうえで、各種の規制策を発表した。内容の大略は、①18歳～26歳までの購買者の年齢確認の義務化(=写真付き証明書の提示)、②大人の社交場以外でのたばこ自動販売機の禁止、③たばこの屋外広告塔の、学校から約300メートル以内の禁止および白黒文字情報への限定、④たばこの商品名やロゴマークを冠したスポーツ大会の禁止、などである。これらの措置は、今後ティーンエイジャーの喫煙率を7年間で半減させるという具体的目標を掲げており、同じ問題意識をもつ先進諸国のなかでもとりわけ厳しい販売・広告規制となっている¹⁵⁾。

またジュリアーニによれば、1993年の“生活の質”の提言後、市内の犯罪が減少したのに続いて、こんどは“行儀のいい都市”づくりに乗り出そう、という。内容の大略は、①歩道の屋台の取り締まり、②ルールを無視する歩行者への見張り、③タクシー運転手への安全面での規制強化、④いわゆる風俗営業の取り締まり、⑤市職員と市民とのあいだの礼儀、などである¹⁶⁾。

“たばこ規制”については、禁酒法のたどった運命が教えるように、喫煙というような長きにわたる人間の習慣にかかわる問題は、一片の大統領指令によってはとうてい解決されえないのみならず、悪くすればかえって由々しい反作用を引き起こすかもしれない。“行儀のいい都市”づくりにについては、早くも反対派からの攻撃的となっており、ニューヨーク市の警官などは、歩行者が相変わらず信号無視で横断しても文句をいわないという。ここでもまた、市民の習慣は市長の一声で変わるものではないのではないか。

とはいえ、“思い立ったが吉日”とでもいえるような、“善”に向かうアメリカ人の直情径行的な行動は、深くアメリカの歴史と国民性に根差していると思われるだけに、なかなか止みそうにないといわざるをえない。その行動がアメリカ国内で行われる場合には、同国民であるということからくる均質性ゆえに、生ずる摩擦や衝撃は小さいまま

に止まるであろう。しかし問題は、アメリカが自らの価値と生活様式を“善”と信じて、それを他国家や他民族のあいだに普及せんとする場合である。そのとき相手側はどのような反応を示すであろうか。

まず、そのアメリカの行動が歓迎され、受容された例を考えてみよう。その典型例は、ほかならぬわが戦後日本であった。法哲学者・長尾龍一は、〈なぜ日本国民は日本国憲法を認めてきたのか〉という問いを立てて、3つの理由をあげている。①権威主義者であった日本人が、権威であった占領軍によって、よい憲法だと思こまされたこと、②戦後の日本人がマッカーサーの統治を実際に〈救い〉だと評価したこと、③日本国憲法の定めた諸制度は、戦後日本の必要に合致していたこと、である¹⁷⁾。

そして①と②の例証として引用されているのが、次のような無名の一庶民からダグラス・マッカーサー元帥に宛てた手紙の一節である：

「拝啓 ……閣下の御指導に神の如くその眼光は実に日本社会の隅々まで徹し……その御指導が人道的であって且つその御指令が到底日本の政治家共に及ばざる善政であることを感謝致して居るのでございます 閣下に対する尊崇の念は日本天皇に対しての尊崇の念の如く形式的ではなく真に心からの敬服、尊崇の念を抱いて居ります ……私は周囲の人と論じて見ました 彼らは皆望み得べくんば若し事情が許されるなれば日本の国の全てのものを貴国に託して貴国の御賢明にして宗教的な御指導を仰ぐ 即ち米日合邦をして頂いてこのおぼれる日本を救って戴けることが出来たならば日本国民は如何程幸福であろうかと皆異口同音に切なる望み願望を懐いて居ります ……閣下よ！ ……日本国民は貴国によりてのみ幸福と繁栄が与えられるのです……」¹⁸⁾

敗戦によって、“現人神”が“落ちた偶像”になったのと軌を一にして、“鬼畜米英”は一転して“救世主”となったかのようなのである。その落差があまりにも大きすぎるがゆえに、この手紙の信頼度にくわばくかの疑問がわく。敗戦という劇的な混乱期には、人間心理の振幅もまた劇的なものにならざるをえず、冷静な見方と平静な叙述を期待することは無理だろうからである。とはいえ、占領軍の指令で合法的存在となった日本共産党の幹部が真っ先に総司令部に伺候して謝辞を述べたというエピソードを想起するなら、当時の日本人の心のありようがどのようなものであったかが窺われるのであって、たしかにこの手紙の総司令部賛仰の表現は誇張に過ぎるとしても、さりとて全体が嘘っぱちだと決めつけるのは誤りであろう。

この無名氏による手放しのアメリカ礼讃と、現在の日本を代表する知性のひとり、犬養道子による次のようなアメリカ評価とのあいだには、ほとんど違いはないといわなければならない。彼女はヨーロッパと対比しつつアメリカの特徴を論じて、こう語る：

「……一口にヨーロッパといっても、そこの歴史なり政治なりを考える場合には、民族同士の好き嫌いの感情を抜きにしてはわからない……」。

「昔からの、分割したり分割されたりした歴史的な感情、それに加えてこれはどうしようもなくちがう民族の性格が作用して、互いにムシが好かないということらしい。そういうムシが好く好かないということをやほど勘定に入れないと、ヨーロッパというのわからないと思いましたね」

つまり、歴史的な感情の交錯と民族性（もしくは国民性）の相違とが、ヨーロッパの政治や外交のいちばん基本にある、というのである。そして彼女は続けて、

「沖縄返還だとかなんだとかいえるのも、相手がお人よしのアメリカ人だからこそですよ。これがもしドイツ人、フランス人だと思ってごらん下さい、とてもむずかしい。スラブ人なら、これまたなおのこととんでもない。私、しみじみと思うんですけど、実にまあ、よき相手が日本を占領してくれたものだ、これをしも神風といわずして何を神風というか（笑）……」¹⁹⁾

(2)行動と名分——妥当性の問題

次に、アメリカが自らの価値と生活様式を“善”と信じて、それを普及せんとする場合、他国家や他民族とのあいだに反発をひき起こすことがままある。現在の世界で、そのもっとも典型的な例は、人権や民主化をめぐる、アメリカとイスラム教国およびアジア諸国とのあいだに見られる軋轢であろう。

ケニアとタンザニアにおける米大使館同時爆破テロ事件の犯行声明には、“米国の傲慢さ”に対する苛立ちがあふれている。湾岸戦争をきっかけにして、サウジアラビアにおよそ5,000人のアメリカ兵の駐留が始まった。それは、飲酒や女性の運転を禁止している厳格なイスラム教国サウジアラビアにとって、“異教徒”の駐留であった。それは、従来の閉鎖社会の宗教や道徳の基礎を動揺させ、女性の運転要求を生じさせるなど、“民主化”に火をつける結果となった。イスラム原理主義過激派の目には、これがイスラム的伝統と文化を破壊するものと映った。たしかに出発点

は純粋な宗教心であったかもしれないが、やがて反米の思想が行動となり、“聖戦”の色彩を帯びはじめるにつれてテロに結びついていったのである。アメリカによるスーダンおよびアフガニスタンへの報復攻撃に対して、イラクやイランやリビアなどの過激派とは一線を画するエジプトやサウジアラビアなどの親米アラブ諸国にも、反米感情の高まりが広がっているのが現状である。

西欧諸国、とくにアメリカと、アジア諸国とのあいだで、人権にかんする考え方の相違がはっきりと現れたのは、1993年6月にウィーンで開催された「人権にかんする国連会議」と、その前後の動向であった。アジア諸国はこのウィーン会議に先立つ2カ月前に会議を開いて、次のような声明を採択していた。その声明文は、「人権問題は、国家と地域の特異性や、さまざまな歴史的、宗教的、文化的背景を考慮に入れて検討されるべきだ」との基本認識を示し、他国による人権状況の監視は国家主権の侵害にあたり、さらに、経済援助を人権状況とからめるのは国の発展する権利にそむくものである²⁰⁾、と述べている。これは明らかに、人権をめぐる文化的相対主義の立場の宣言文であり、彼らが〈人権の帝国主義〉と指弾するアメリカへの挑戦状でもあった。

その結果、とハンチントンという、「ウィーン宣言は言論・出版・集会・宗教の自由の権利を一つも明確には認めておらず、したがって多くの面で1948年に国連が採択した世界人権宣言よりも意味のないものだった」²¹⁾

かつて筆者は、アメリカの自由について論じた拙稿のなかで、多元的社会論の立場に立って、大意次のように指摘したことがある²²⁾。アメリカの独立宣言や合衆国憲法には数多くの自由の権利が担保されているが、なかでも言論・出版の自由と集会・結社の自由こそ、ある意味で自由の体系の中心をなしている。なぜなら、これらの四つの自由は、その他もろもろの自由の権利をじっさいに行行使するための方法であるし、また、それらを守るうえでの実践的な武器となるからである。加えて、アメリカ社会の特徴たる多元性を維持し、もって自由で多様な社会を形成するための、必要にして不可欠な契機である。約言すれば、これらの四つの自由はアメリカをしてアメリカたらしめている根本的な要素である、と。

そのことは、合衆国憲法の規定の仕方にも表れている。周知のように、最初の修正十カ条(1990年)は《権利章典》と称された。トマス・ジェファソンは、この《権利章典》が当初の合衆国憲法本体に欠如していることを理由に、憲法案に反対する意向をジェイムズ・マディソン宛に書き送っているが²³⁾、このことは、権利章典がアメリカにとって必須不可欠なものであるとの認識がそこまで広まっていたことを示している。

そうした認識を反映してか、はじめての修正の冒頭、第一条に謳われたものが、信教の自由、言論と出版の自由、集会と請願の権利だった。これは、決してたんなる規定上の形式的な問題ではない。そこに見なければならぬのは、これらの自由と権利が、アメリカ人の享受すべき自由や権利の体系の核心に位置づけられた、ということである。

だとすると、人権と自由をめぐるアメリカとイスラムおよびアジア諸国との対立は、容易に妥協や譲歩を許さぬ問題となってくる。これまで20世紀をリードしてきた国際人権体制が無効になれば、それに代わって、新たな国際的な指針が設定されるのだろうか。それとも、人権や自由にかんしては、国際的な指導体制不在のまま推移するのだろうか。人権や自由をめぐる普遍主義と相対主義との対立については、より広く文明的な観点から考察する必要があるが、それは別稿にゆずりたいと思う。

これまで、アメリカの行動が是認され受容される場合と、否定され排除される場合とを見てきた。それは、アメリカの行動がもつ性質の両面性を反映しているといえる。ポール・ミュスは巧みな目撃談を用いて、この両面性に触れている。ミュスはベトナム戦争中に、アメリカに対していわば友情ある忠告をしたフランス人であり、彼は“善意のアメリカ人が犯す最大の誤り”の例として、1944年にカルカッタで目撃した出来事を紹介する：

「……貧しいけれども、ブラーマンの住んでいるちゃんとしたカルカッタの郊外で、召使の少女が家族のために、水を汲みに町の水汲み場に行きました。彼女は重い水差しを頭の上に乗せて運ぶのですが、それはたいへん大きなものでしたので、水を入れると重くなります。それを頭の上に乗せようと彼女がしているとき、町角に立っていたアメリカの兵士が急いで手を貸しました。急いで助け船を出す——なんとアメリカ人らしいことだったでしょう。彼は水差しの口をつかんで、少女の頭の上に置きました。そしてそれによって、彼は世界でもっとも恐るべきことをしてしまったのです。彼は野蛮人の指を家族の使う水のなかにつけてしまったのです。だから、水は捨てられなくてはなりませんでしたが、水差しは、こわさなくてすんだとしても、浄めるためにブラーマンのところに持って行かなくてはならなかったのです。それが貴方がた【筆者注——アメリカ人】のしたことなのです。このGIは貴方がたなのです。彼を見る彼女は非常に悲しそうでした。しかし、彼女の目にはほかであまり見ないほどの友情の光がありました。

まったく感動的でした。彼女は何千年ものあいだ偏見に苦しんできました。だから、彼女は次のように考えたと私は確信しております。〈まあ、彼はなんとひどいことをしたのでしょう。でも、またなんとよい人かしら〉²⁴⁾

一つの行動が、〈ひどいこと〉と〈よいこと〉とに評価が別れるのは、先にアメリカの行動にかんして見たとおりである。しかし、この挿話の少女はアメリカ兵士のなかに、〈ひどいことをするけれども、よい人〉を見ている。ここがこの挿話の要点であろう。いうまでもなく、その〈ひどいこと〉があまりにもひどい場合には、〈よい人〉と思われる可能性は決してありえない。逆に、〈ひどいこと〉のなかに、なにがしかの〈よいこと〉が含まれているからこそ、より正確に言えば、含まれていると相手が認めるからこそ、たとえ少々〈ひどいこと〉であっても、相手には〈よい人〉の印象を与えて、相手の心中になにがしかの肯定が生まれるのである。

この点をもう少し一般化して、人間の行動とその大義名分との関係を考えてみる。国際政治学者・高坂正堯は、『ガリヴァー旅行記』の著者スウィフトによる政治批判に事寄せて、シニズムに走ることを自戒すべき必要性を説いているが、その説法がここでは参考になるだろう：

「……人間は大義名分なしには行動しえない。しかし、行動の原動力は自己の欲望である。自己の欲望のため、実はつまらぬ大義名分をつけて行動する。そのうちに、大義名分そのものに酔って大事に至ることが少なくない。人間の醜さを見抜く鋭い目を持っていたスウィフトは、その点を指摘することができた。だから、彼はもっとも鋭い批判者であった。しかし、そこからさらに一歩進めて、大義名分などは所詮屁理屈であり、人間はすべてその欲望によって動かされているとまで言い切るなら、その批判は鋭い批判ではなく、シニカルな（人間嫌いの）批判となってしまう。どのような大義名分で行動するかということは人間の欲望をおおいかくし、あるいは正当化するだけでなく、人間の行動を制約するところがあるのだし、それ故、その妥当さが問題なのである」²⁵⁾

すべての人間が欲望のみによって動いているわけでもなければ、一人の人間がつねに欲望にのみ左右されているわけでもない。仮に人間行動のかなりの部分が欲望を動機にしても、残りの部分では大義名分に拠っていると考えられる。なるほど、その大義名分は欲望の隠れ蓑として故意に利用されることもあろうが、しかし、人間の行動を制約するという効果をもたらさるだろう。つまり、大義名分を持ち出したがゆえに、それに背くような行動をとることができなくなり、そこにおのずから自制の念が発生するはずだ。それゆえに、大義名分そのものが不届きだというのではなく、問題は、大義名分の妥当さということになる、というのである。

では、大義名分の妥当性は、どこに求められるか。ここでふたたび吉田健一の卓抜なイギリス論を借りて、そのなかに妥当性の一例を見たいと思う。ヴィクトリア期には、善悪の観念が非常に重大なものと考えられたために、どうしてもヴィクトリア風には、堅苦しいとか、融通が利かないとか、柔軟な人間理解に欠けているとか、そういう批判がつきまとう。しかし、ヴィクトリア時代には、大地主が好き勝手に操れるような選挙制度は数次にわたって改正されたし、工場の職人たちの労働条件を改善するために立法措置が取られたし、前世紀に盛んだった奴隷貿易は海賊行為と規定されて、英国海軍の取り締まり対象となったし、王立動物保護協会の設立によって、動物虐待から動物愛護に一変した。そうした政治、経済、社会事業その他の人間活動を広く支え、その原動力となったのが、ヴィクトリア風の素朴で型にはまった道徳観もしくは正義感であった。

そこで、吉田は次のようにいう：

「ヴィクトリア風 [への] 非難に対しては、奴隷貿易の絶滅を、また政治上の自由の拡張を、或いは貧民の救済を挙げれば、相手は黙るはかなかつた……。……正直は最上の政策ということをお聴しても(それを言い出したのがアメリカ人であっても)、現にその正直は最上の政策で英国が世界の商業の中心になっている時、もっと洒脱な態度をと注文するのは無理である。世界で自由な人間は英国人だけだ、と確信する英国人が大勢いても、事実、当時の英国人は、世界でおそらく最も自由であることを保証された国民だった」²⁶⁾

当時のイギリスが収めた成功の秘密は次の点にある。すなわち、まず、彼らの目的が素朴な道徳観(=大義名分)に沿っているという意味で妥当なものであったこと、次いで、その目的が実際の社会の必要に合致して、具体的な成果を着々と収めていったところに、成功の理由があったのである。

これまでの文脈に立つて、もうひとつ重要な点を指摘しておかなければならない。それは、妥当性の限界を認識できるための能力を人間がもち、かつ、その能力を発揮できるための制度的保証がなされていることである。もしも行動の目的すなわち大義名分が、行動のためのたんなる口実と化し、さらに硬直したイデオロギーに変わるとき、その変化の事実を指摘し批判することができなければ、行動は妥当性の限界を越えてしまう。

その能力とは、“美德でさえも、過剰になれば害をもたらす”(モンテスキュー)ことをつねにわきまえているところの、知恵と経験のことである。あるシナリオの女主人公・弥生の台詞を借りるなら、「卑怯者の首筋を見ている

と、ついそれをへし折ってしまいたい誘惑に駆られる——でもそんなことをしたら大変だ。ここは何としてでも自分の力を抑えなければならない。そう思ってじっと我慢するのよ。それが強者の我慢というものなの——解って？」⁷⁾。強者の我慢は、成功をもたらした諸条件と成功の限界とを知るところにある。いいかえれば、それが大義名分の妥当性の範囲を知ることではあるまいか。

その制度的保証とは、知恵と経験を公言して社会的なものにすることを可能にするところの、言論・出版の自由と集会・結社の自由が内蔵されていることである。イギリス社会内に王室批判の自由が存在するかぎり、王座から追放されたエジプト王ファルークの予言が当たるとされる——「世界に生き残れる王は5人だろう。クラブ、ダイヤ、ハート、スペードの王、そしてイギリスの王だ」⁸⁾

(未完)

注

- 1) ニューズウィーク日本版, 1998.7.1.
- 2) 『世界の名著』第33巻 (中央公論社, 1970年), 273-4ページ。
- 3) ニューズウィーク日本版, 1998.7.8.
- 4) ニューズウィーク日本版, 1998.7.1.
- 5) 朝日新聞朝刊, 1998.6.28.
- 6) 拙稿「アメリカ的原理と対外政策(1)」『名古屋工業大学紀要』第49巻, 1997年, 112ページ参照。
- 7) サミュエル・ハンチントン『文明の衝突』(鈴木主税訳, 集英社, 1998年), 292ページ。
- 8) 1998年9月1日, 海部俊樹元首相と大島宏彦中日新聞社会部長が中国を訪問して, 江沢民国家主席および銭其琛副首相と会見した。その模様や要旨を中日新聞(1998.9.2.朝刊)は大々的に伝えている。二つの会見で取り上げられた話題は, 北朝鮮の弾道ミサイル発射実験と中朝関係, 日米の防衛ガイドライン, 日中間の歴史認識, 人民元の切り下げ, アジア金融危機の回避, 2008年オリンピック大会, 江主席訪日の諸点であったという。ここでもまた, 両国の関心は軍事的, 経済的, 歴史的な事柄に限定されており, 日中両国の関係においては《自由》や《人権》がテーマにならないことが浮き彫りになっている。
- 9) ハンチントン, 前掲書, 3-4ページ。
- 10) 以下のクリントンの行動リストは, 当時の各種報道を筆者が整理したものである。
- 11) 司馬遼太郎『花神』(上) (新潮社, 1997年), 334-5ページ。
- 12) 吉田健一『英国に就いて』(筑摩書房, 1996年), 56-7ページ。
- 13) 同書, 60ページ。18世紀末からほぼ19世紀をつうじてイギリスでは諸改革がなされた。奴隷貿易廃止, 恵まれない子どものための慈善事業, 監獄の改善, 自然や遺跡の美の再発見, などである。そうした諸改革はなぜ可能になったのか。当時のイギリス社会を支配した気分について, 高坂正堯は“感情革命”という言葉を用いて説明している。それは人間の複雑さや感情の力を広く再発見するという心的態度のことであり, その主な出所は, 政治的・社会的な乱脈さのあった18世紀イギリス社会への反動と, 排他性を強めつつあった貴族社会への反発とであった。たとえば奴隷貿易については, クエーカー教徒の理念が支配的な“社会的態度”となり, こんどはそれが政治を動かす原動力となった。そうした一連の反応の触媒の役割を果たしたのが, 吉田健一のいう〈型にはまった, 融通の利かない, 堅苦しい, 素朴な, 善悪の観念=道徳観〉だったのである。
高坂はこう結論づけている。「政治は利害の調整に尽きるものではない。……政治と無関係に生じてきた理念が政治に影響を与えるようになり, 逆に, 政治がそうした理念に訴えかけて力を得ることが, 大成には必要なのである。“感情革命”は政治家の生み出したものではない。しかし, それはイギリスの政治を豊かにしたのである」高坂正堯「感情革命がもたらしたもの」『世界史の中から考える』(新潮社, 1997年), 152-6ページ。
- 14) 禁酒法については, 拙著『人権と国家——民主主義に万歳二唱』(風媒社, 1989年), 119-21ページ。「赤狩り」については, 黒川修司『赤狩り時代の米国大学——遅すぎた名誉回復』(中央公論社, 1994年)を参照。
- 15) 毎日新聞夕刊, 1996.8.24. ついでながら, 日本アメリカ学会第32回年次大会(1998年度)において, 埼玉大学の平林紀子氏による「タブーの政治化——クリントンとタバコ・イシュー」と題した報告があったことを付記しておく。
- 16) 毎日新聞夕刊, 1998.7.3.

- 17) 長尾龍一『憲法問題入門』(筑摩書房, 1997年), 序章。
- 18) 袖井林二郎編『拝啓マッカーサー元帥様』(中央公論社, 1985年)。長尾, 前掲書, 15-6ページに引用。
- 19) 司馬遼太郎対談集『日本人を考える』(文藝春秋社, 1996年), 36-7, 50ページ。高坂正堯もまた, みずからのアメリカへの共感を次のように率直に吐露している:
実際, 私 [高坂] はケネディ時代のアメリカが, 第二次世界大戦後の数年間のアメリカとともに, いちばん好きである。この両方の時期において, アメリカは自分の理想と力に自信をもち, アメリカ文明を広げてゆこうとした。……その善意と明るさゆえに, この二つの時期のアメリカは魅力的であった。『マッカーサーの日本』(週刊新潮編集部編, 新潮社, 1970年)の著者の次の言葉に, 私は心から共感する。
「ともかく〈アメリカ民主主義を信じていたこと〉, これはマッカーサー自身も同様であり, ほかにも〈信じて疑わずに〉日本を改革しようとしていた占領軍職員が意外なほど多かった。……この人びとの情熱と信念が, マッカーサーの初期の改革の“力”となっていたのではないか。……ある意味で, そのころのアメリカは〈よき時代〉だった」。高坂正堯『文明が衰亡するとき』(新潮社, 1982年), 195ページ。
- 20) ハンチントン, 前掲書, 291-2ページ。
- 21) 同書, 294-5ページ。
- 22) 拙稿「アメリカの自由について(3)」『名古屋工業大学紀要』第48巻, 1996年, 101ページ参照。
- 23) 『世界の名著』第33巻, 前掲書, 282ページ。
- 24) 高坂正堯『世界地図の中で考える』(新潮社, 1976年), 177-8ページ。一部改訳。
- 25) 高坂正堯『近代文明への反逆』(PHP研究所, 1998年), 67ページ。
- 26) 吉田健一, 前掲書, 56-62ページ。
- 27) 福田恒存『文化なき文化国家』(PHP研究所, 1980年), 208ページ。
- 28) 前出注22。